４　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、法第72条の25第３項(法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。)又は第５項(法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。)の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第８条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。)により確定申告書（法第72条の25第１項、第72条の28第１項又は第72条の29第１項若しくは第５項の規定による申告書をいう。)の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の道府県知事)に提出すること。

５　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄中「法第72条の25第３項」を「法第72条の25第５項」となっている箇所については、届出の内容に応じて不要文字を抹消すること。

６　「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。

⑴　１⑴の場合　当該処分を受けたものとみなされた通算子法人（法人税法第２条第12号の７に規定する通算子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)

⑵　１⑵の場合　当該届出書を提出したものとみなされた通算子法人

［⑶　略］

⑷　４の場合　法第72条の25第５項の規定の適用を受けることをやめようとする法人（通算子法人に限る。)

第十六号の四十三様式（用紙日本産業規格Ａ４)(第九条の五及び第九条の十七関係)

［様式　別紙二十八　挿入］

第二十号様式別表一（提出用)(用紙日本産業規格Ａ４・セピア色)(第十条関係)

［様式　略］

第二十号様式別表一（入力用)(用紙日本産業規格Ａ４・セピア色)(第十条関係)

［様式　略］

第20号様式別表１記載要領

１　この計算書は、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人（法第321条の８第３項（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改

５　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、法第72条の25第３項若しくは第５項（これらの規定を法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。)又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。)第72条の25第５項（令和２年旧法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。)の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第８条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。)により確定申告書（法第72条の25第１項、第72条の28第１項又は第72条の29第１項の規定による申告書をいう。)の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。

６　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄中「法第72条の25第３項」を「法第72条の25第５項」となっている箇所については、届出の内容によって不要文字を抹消すること。

７　「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。なお、連結子法人がこの届出書を提出する場合には、「通算親法人」とあるのは、「連結親法人」と読み替えて記載すること。

⑴　１⑴の場合　当該処分を受けたものとみなされた通算子法人（法人税法第２条第12号の７に規定する通算子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人

⑵　１⑵の場合　当該届出書を提出したものとみなされた通算子法人又は当該届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人

［⑶　同左］

⑷　５の場合　法第72条の25第５項又は令和２年旧法第72条の25第５項の規定の適用を受けることをやめようとする法人（通算子法人又は連結子法人に限る。)

第十六号の四十三様式（用紙日本産業規格Ａ４)(第九条の五及び第九条の十七関係)

［様式　別紙二十七　挿入］

第二十号様式別表一（提出用)(用紙日本産業規格Ａ４・セピア色)(第十条関係)

［様式　同上］

第二十号様式別表一（入力用)(用紙日本産業規格Ａ４・セピア色)(第十条関係)

［様式　同上］

第20号様式別表１記載要領

１　この計算書は、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。)及び通算法人であった法人（法第321条の８第３項（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改